

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の実情に応じた介護サービス提供体制の整備（以下「介護施設等の整備」という。）の促進とともに、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援（以下「在宅・施設サービスの整備の加速化」という。）の拡充を図るため、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱」（以下「府要綱」とする。）に定めるもののほか、本市で交付する補助金について必要な事項を定め、予算の定めるところにより補助金を交付する。

(補助の事業対象)

第2 補助の対象となる事業は、府要綱で定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備等補助事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- (3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
(地域密着型サービス等整備等補助事業)

第3 補助の対象となる事業は、府要綱で定めるもののうち、地域密着型サービス等整備補助事業とする。

2 補助の対象となる施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、次のいずれかのサービスを提供する施設（サテライト型住居施設・事業所を含む）とする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）

(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

第4 補助の対象となる施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、次のいずれかのサービスを提供する施設（サテライト型住居施設・事業所を含む）とする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（併設されるショートステイ用居室を含む）
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(5) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）

（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

第5 補助の対象となる事業は、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業とする。

2 補助の対象となる施設は、次に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスを提供する施設（サテライト型住居施設・事業所を含む）又は次に掲げる老人福祉法第29条に規定する施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設とする。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び併設されるショートステイ用居室

(2) 認知症高齢者グループホーム

(3) 小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護事業所に限る）

(5) 有料老人ホーム

(6) サービス付き高齢者向け住宅

（補助額の算定方法及び配分基礎単価及び補助対象外費用）

第6 補助額の算定方法及び配分基礎単価及び補助対象外費用の詳細は、府要綱の定めに従う。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、府要綱に定める額を限度として、市長が定める。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助の対象事業者）

第7 補助の対象となる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員の統制下にある者を除く。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人

(5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会

(6) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

(7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する株式会社（特定有限会社を含む）、合名会社、合資会社及び合同会社

（事前協議及び内示）

第 8 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに施設の設置に関する計画について市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、計画事前協議書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画概要書

(2) 事業実施計画書

(3) 収支予算書

3 市長は、前項の書類を審査し、内容が適当であると認めた場合は、内示書（様式第 2 号）により補助金の交付及び補助額を内示する。

（補助金の交付申請）

第 9 第 8 第 3 項の規定による内示を受けた者は、補助金交付申請書（様式第 3 号）を指定された期日までに市長に提出し、補助金の交付を申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 10 市長は、第 9 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知する。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件（別紙）を付すものとする。

（変更及び中止又は廃止の申請）

第 11 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第 5－1 号）を、当該事業計画を中止又は廃止するときは補助金交付中止・廃止承認申請書（様式第 5－2）を、第 10 に準じて速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第 10 第 1 項に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第 6－1 号）又は補助金中止・廃止承認通知書（様式第 6－2 号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第 12 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後 1 月以内に、補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業状況報告調書

(2) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第 13 市長は、第 12 の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第 14 第 13 の補助金確定通知書を受けた者は、補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第 15 市長は、第 14 の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第 16 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部等（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前 2 項又は前項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(立入検査)

第 17 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第 18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第 19 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して市長が指定する期間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第 20 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が 300,000 円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第 21 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 補助事業完了後に当該補助事業の変更、中止又は廃止をしたとき。
- (5) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (6) 正当な理由がなく、当該補助事業に着手せず、又は完了しないとき。
- (7) 第 16 第 1 項又は同第 2 項の報告があったとき。
- (8) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により対象者に通知する。

- (1) 補助金を交付しない場合 補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）
- (2) 補助金を減額する場合 補助金交付決定変更通知書（様式第 12 号）
- (3) 補助金の全部を返還させる場合 補助金交付決定取消通知書及び補助金返還命令書（様式第 13 号）

(4) 補助金の一部を返還させる場合 補助金交付決定変更通知書及び補助金返還命令書

(5) 前項第3号又は第4号の補助金返還命令書による通知を受けた者は、当該通知のあった日から起算して30日以内に返還しなければならない。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第22 この要綱の定めのないものは、別に市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月22日から実施する。

(茨木市介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 茨木市介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業補助金交付要綱（令和5年8月29日実施）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による茨木市介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業補助金交付要綱第9の規定により交付決定のあった補助金については、廃止前の要綱第9から第21までの規定は、廃止日以降もなおその効力を有するものとする。

4 この要綱による全部改正後の茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

別紙（第10第2号関係）

補助事業者に対する補助条件

1 契約に関する条件

補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市の行う契約手続きの取扱いを順守すること。

2 運営組織の適切性に関する条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

3 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) 補助対象事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

4 事業の公益等に係る条件

- (1) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係にある者に対して特別の利益を与えないこと。
- (2) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。
- (3) 利用料の設定根拠を明確にすること。

5 その他の条件

- (1) 施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第84条、第108条及び第169条に定めのある調査への協力及び改善の内容の報告等に係る義務を順守するとともに、市長が必要に応じて行う立入検査について協力すること。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）上スプリンクラー設備を設置する義務の無い施設を新たに整備する場合においても、本体施設の整備と併せてスプリンクラー設備の設置を行うこと。
- (3) 補助金の交付を受けた者は、災害時には市の災害対応に協力すること。

6 市の指導等

市長は、第18の規定に基づき必要に応じて文書の提出等を求め、補助を受けた法人の予算及び事業運営に関して必要な指導及び助言を行うものとする。

様式第1号（第8関係）

年 月 日

（提出先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱にかかる事前協議書

次のとおり介護施設の整備を計画したので、茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱第8第1項の規定により協議します。

1 補助対象事業

2 事業の内容

- (1) 施設名称
- (2) 所在地
- (3) サービスの種類
- (4) 施設の定員
- (5) 整備区分：（新設・改修）

3 整備計画

- (1) 契約予定年月日
- (2) 着工予定年月日
- (3) 完了予定年月日

4 資金の内訳

項目	金額	備考
総事業費 A	円	
寄付金その他の収入額 B	円	
差引 (A - B)	円	
対象経費実支出 (予定) 額 (内訳)	円	
限度額	円	
補助予定額	円	

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付申請書

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 事業の内容

- (1) 施設名称
- (2) 所在地
- (3) サービスの種類

3 交付申請額

円

様式第 5－1 号（第11第 1 号関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第 5－2 号（第11第 1 号関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付中止・廃止承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金について、次のとおり中止又は廃止したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 中止・廃止理由
- 3 中止・廃止前の交付決定額

様式第7号（第12関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた
事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 事業の内容
 - (1) 施設名称
 - (2) 所在地
 - (3) サービスの種類
- 3 補助金交付決定額
- 4 補助金精算額
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類
 - (1) 事業状況報告調書
 - (2) 収支決算書

様式第 9 号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった
茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 事業の内容
 - (1) 施設名称
 - (2) 所在地
 - (3) サービスの種類
- 3 金額

様式第10号（第16関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた
補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 _____ 円
- 2 消費税等の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無
※ 「無」を選択の場合は以下不要
- 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税
※ 「簡易課税」を選択の場合は以下不要
- 4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 _____ 円
- 5 添付書類（4を記入した場合に限り添付すること）
 - (1) 積算内訳書
 - (2) 消費税等の確定申告書（控）の写し
 - (3) 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し